

# 延長保育事業について

平成25年12月26日

# 1 . 延長保育事業の検討に当たって

## 検討の趣旨

延長保育事業は、地域子ども・子育て支援事業として位置づけられ、子ども・子育て家庭を対象とする事業として、市町村が地域の実情に応じて実施することとされている。

現行の延長保育促進事業を基本として検討を行い、さらなる事業の充実を図ることとする。

## 2 . 各事業類型の基準について

### (1) 一般型(仮称)

< 現行の規定 >

・基本分

延長保育を実施する保育所等における保育士配置の充実を図ることにより、11時間の開所時間の始期及び終期前後の保育需要への対応の推進を図る事業。11時間の開所時間内に職員配置基準により配置する保育士等のほか、保育士等を1名以上加配するもの。

・加算分

11時間の開所時間の前後の時間において、さらに30分以上の延長保育を実施する事業。延長時間帯に、対象児童の年齢及び人数に応じて保育士等を配置するもの。(保育士等の数は2人を下ることはできない。)

#### 現行制度

基本分(民間保育所)

1か所当たり年額 4,569千円

加算分(民間保育所) 1事業当たり年額

延長時間30分 300千円

延長時間1時間 1,335千円

延長時間2～3時間 2,148千円

延長時間4～5時間 4,592千円

延長時間6時間以上 5,349千円 等

## < 論点 >

公定価格における保育必要量の区分の議論を踏まえた検討が必要ではないか。

現在、11時間を超える延長時間について加算分が支出されている。新制度では、保育認定を受ける子どもについては、保育標準時間及び保育短時間の2区分の保育必要量を設けることになることに伴い、公定価格で保障される範囲が区分されることから、延長保育においてもこれに対応した仕組みとする必要があるのではないか。

### < 主なご意見 >

- ・ ワークライフバランスの推進を優先すべき。

## 【対応方針(案)】

- ・ 加算分の配置基準等については、現行の基準を基本とする。
- ・ 加算分の補助単価の設定方法については、現行と同様に、延長時間に応じた1事業当たり単価を基本とした上で、保育所、小規模保育等の規模の違いも勘案して設定する。
- ・ 保育必要量の区分の議論、公定価格と利用可能時間帯との関係等を踏まえ、補助のあり方を検討する。

子育ての喜びを実感しながら仕事を続けられる社会をつくるためには、子ども・子育て支援施策の充実のみならず「働き方の改革」による仕事と生活の調和の双方を早期に実現することが必要である。このため、中小企業を含めたすべての企業における育児休業、短時間勤務等の柔軟な働き方に係る制度を利用しやすい環境の整備、父親も子育てができる働き方の実現、事業主の取組の社会的評価の推進等を進める。また、男女ともに育児休業を取得していくことを更に促進するため、育児休業給付の引上げを行うための法改正を次期通常国会に提出する予定。

さらに、事業主や地方自治体の仕事と子育ての両立の推進等を図るための行動計画を策定する「次世代育成支援対策推進法」について、その期間を10年間延長し、引き続き集中的・計画的に取組を行うこととする法案を次期通常国会に提出する予定。

## (2)訪問型

地域型保育給付の居宅訪問型保育に準じ、延長保育においても訪問事業を創設することにより、施設における少人数の延長保育ニーズ、過疎地域や障害児等に対応できる体制を充実させる。

### 実施基準

地域型保育給付の居宅訪問型保育の実施基準に準じ、当該事業についても検討する。

### <論点>

施設における延長保育ニーズが少人数である場合に、訪問型として対応することについて、どう考えるか。

#### <主なご意見>

- ・子どもにとって施設で長時間過ごすことは負担となり、居宅での保育に賛成。ファミリー・サポート・センター事業では実施場所が会員の家となることから、子どもにとってはこちらのほうがよい。
- ・ファミリー・サポート・センター事業で類似のサービスが提供されていることから、関係について整理が必要。

### 【対応方針(案)】

- ・ 居宅訪問型保育の実施基準に準じることとする。
- ・ 施設における少人数の延長保育需要への対応や障害児等の延長保育需要への対応など、利用児童にとっての環境を考慮し、市町村が実情に応じて実施できることとする。

## 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)

第59条 市町村は、内閣府令で定めるところにより、第61条第1項に規定する市町村子ども・子育て支援事業計画に従って、地域子ども・子育て支援事業として、次に掲げる事業を行うものとする。

二 支給認定保護者であって、その支給認定子ども(第十九条第一項第一号に掲げる小学校就学前子どもに該当するものを除く。以下この号及び附則第六条において「保育認定子ども」という。)が、やむを得ない理由により利用日及び利用時間帯(当該支給認定保護者が特定教育・保育施設等又は特例保育を行う事業者と締結した特定保育(特定教育・保育(保育に限る。)、特定地域型保育又は特例保育をいう。以下この号において同じ。))の提供に関する契約において、当該保育認定子どもが当該特定教育・保育施設等又は特例保育を行う事業者による特定保育を受ける日及び時間帯として定められた日及び時間帯をいう。)以外の日及び時間において当該特定教育・保育施設等又は特例保育を行う事業者による保育(保育必要量の範囲内のものを除く。以下この号において「時間外保育」という。)を受けたものに対し、内閣府令で定めるところにより、当該支給認定保護者が支払うべき時間外保育の費用の全部又は一部の助成を行うことにより、必要な保育を確保する事業